**中小企業等復興支援事業補助金**

**事業概要（一部修正版）**

**※下記一覧表の「補助対象事業」内の太字下線部分を修正しました。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **①大規模な設備の更新等に対する補助** | **②小規模な機器の修繕等に対する補助** |
| 補助事業者 | 平成30年７月豪雨により被災した京都府内の中小企業者等 | |
| 補助対象期間 | 被災日時以降に着手し、平成31年２月28日までに終了する事業 | |
| 補助対象事業 | 平成30年７月豪雨により直接的に被害を受けた事業用の設備等の更新等  **（同一事業について、市町村等の補助金・助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合にも、その補助金が併用を認めていれば、重ねて申請していただくことができます。）**  [対象経費の例示]  ・建物（工場、事務所、倉庫）及び附属設備）の修繕  ・構築物、機械装置（付属の工具備品も含む）、車両運搬具、備品の購入費等 | 平成30年７月豪雨により直接的に被害を受けた事業用の機器等の修繕  （修繕の方が高額となる場合には買替えも対象となります。**また、同一事業について、市町村等の補助金・助成金等の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合にも、その補助金が併用を認めていれば、重ねて申請していただくことができます。）**  〔対象経費の例示〕  ・機械、屋根、床等の修繕、店内清掃、備  品類買い替え、土砂撤去・搬出、ゴミ廃  棄処分費等  ・復旧セール開催経費、チラシ印刷等 |
| 補助対象外経費 | 人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用 | |
| 補助率 | 補助事業に要する経費の15％以内  ※平成29年台風18号又は台風21号でも被災した場合は、25％以内 | 補助事業に要する経費の1/2以内 |
| 補助金額 | 10万円以上100万円以内  ※平成29年台風18号又は台風21号でも被災した場合は、150万円以内 | 10万円以内 |
| 申請受付期間 | **平成30年８月１日（水）～　平成30年８月31日（金）**  （受付時間は、募集期間中の平日の午前９時～正午、午後１時～午後５時までです。）  　申請される場合には、事前に、本会までご相談・ご連絡ください。  　また、補助金は予算の範囲内で交付されますので、期間内であっても受付を終了すること、あるいは希望された金額を交付できない場合もありますのでご了承願います。 | |
| 実施要領・  申請書等 | 京都府中小企業団体中央会ホームページ（http://www.chuokai-kyoto.or.jp）にてご確認ください。ダウンロードができない場合は、本会までご連絡ください。 | |
| その他 | ・直接被害を受けられた中小企業等を対象とするため、被災（り災）証明書の添付が  必要です。なお、添付が困難な場合はご相談ください。  ・補助対象経費が重複しない場合、一事業者が上記①・②両方の事業を活用すること  は可能ですが、支援団体が異なる場合であっても、一事業を複数回活用することは  できません。 | |